

## 令和元年東日本台風の被災者に対する手数料の減免期間を延長します

被災者の生活再建や事業再開を支援するため、手数料の一部について、令和3年10月12日まで減免を行っています。

このうち、復旧・復興の状況を踏まえ、引き続き減免が必要な手数料について、減免期間を1年間延長します。

### ○ 対象者

令和元年東日本台風により被災した県民及び事業者等

### ○ 減免期間を延長する手数料

- ・自動車保管場所証明の交付 (2,100円/件)
- ・自動車保管場所標章の交付 (500円/件)

※手続などの詳細については、警察本部交通規制課(026-233-0110)へお問い合わせください。

### ○ 適用期間

令和元年10月12日から 令和4年10月12日まで  
(被災の日から3年間)

〔 延長前 令和元年10月12日から 令和3年10月12日まで 〕

※なお、上記以外の手数料についても、個別の事情により減免できることがありますので、お近くの地域振興局、県税事務所等へご相談ください。

### 信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

総務部財政課企画係

(課長) 矢後 雅司 (担当) 酒井 裕司  
矢野 萌子

電話 026-235-7039 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線 2099

F A X 026-235-7475

E-mail zaisei@pref.nagano.lg.jp